

融合問題①

出題概要

- No19、20は、融合問題の出題が多い

〔N○. 19〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は考慮しないものとする。

1. 一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域等による用途の制限の規定の適用については、当該一団地は一の敷地とみなされる。
→法86条（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和） 法48条（用途地域等）
2. 建築協定は、都市計画区域及び準都市計画区域外であっても定められることがある。
→第4章（建築協定） 第3章（都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及用途）
3. 都市計画において建築物の高さの限度が10mと定められた第二種低層住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であって、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものについては、建築物の高さの限度は、12mとすることができる。
→法55条（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ限度） →令126条の4（設置）
4. 避難階を1階とするホテルにおける3階以上の階の宿泊室（床面積が30m²を超えるもの）には、採光上有効な窓がある場合であっても、非常用の照明装置を設けなければならない。
→第4節（非常用の照明装置） 令126条の4（設置）

[No. 20] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地上5階建ての事務所のみ用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50 cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90 cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。
2. 病院の地階に設ける入院患者の談話のために使用される居室においては、採光のための窓その他の開口部の採光に有効な部分の面積を、その居室の床面積に対して1/10以上としないことができる。
3. 老人ホームにおけるエレベーターの昇降路の部分又は共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積が、当該老人ホームの床面積の合計の1/3を超える場合においては、当該床面積の1/3を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。
4. 階段の幅が3 mを超える劇場の階段で、蹴上げが15 cm以下、かつ、踏面が30 cm以上のものにあつては、その中間に手すりを設けなくてもよい。

[No. 20] 病院に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地上3階建て、床面積の合計が1,500 m²の病院(国等の建築物を除く。)の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
2. 商業地域内の病院の病室(天窓及び縁側を有しないもの)の開口部の採光補正係数は、開口部が道に面していない場合であって、水平距離が4 m以上であり、かつ、採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値が1.0未満となる場合においては、1.0とする。
3. 既存の地上5階建ての病院(5階における当該用途に供する部分の床面積の合計が1,600 m²のもの)に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事中に、当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、あらかじめ、工事中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
4. 敷地が準工業地域内に400 m²、工業地域内に600 m²と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、特定行政庁の許可を受けなければ病院を新築することができない。

[No. 14] 事務所(避難階は1階)の5階にある居室(床面積50 m²で、「避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準」に適合しない居室)の設計に際して、以下の条件に該当する開口部を設置することとした場合、窓その他の開口部を有しない居室の規定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。【条件】・採光に有効な部分の面積の合計:2.0 m²・換気に有効な部分の面積の合計:3.0 m²・天井又は天井から下方80 cm以内で開放できる部分の面積の合計:0.5 m²・避難上有効な構造の開口部ではない。

1. 当該居室を区画する主要構造部を、耐火構造又は不燃材料で造らなければならない。
2. 当該居室においては、自然換気設備、機械換気設備等に関する所定の技術的基準に適合する換気設備を設置しなければならない。
3. 当該居室及び地上に通ずる主たる通路の内装を難燃材料で仕上げた場合、居室の各部分から直通階段までの距離を30 m以下としなければならない。
4. 当該居室については、排煙設備を設置しない場合、避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として国土交通大臣が定めたものに適合させなければならない。

[No. 20] 共同住宅に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 共同住宅の地階に設ける居室においては、採光のための窓その他の開口部の採光に有効な部分の面積を、その居室の床面積に対して1/7以上としないことができる。
2. 階段の幅が3 mを超える共同住宅の階段で、蹴上げが15 cm以下、かつ、踏面が30 cm以上のものにあつては、その中間に手すりを設けないことができる。
3. 非常用エレベーターを設置している共同住宅であっても、3階以上の階には、非常用の進入口を設けなければならない。
4. 地方公共団体は、共同住宅の規模により、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

[No. 20] ホテルに関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等の指定はなく、また、特段の記述がない限り、特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 耐火建築物のホテルで、ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が350 m²である場合、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすることができる。
2. 高さが31 mを超えるホテルで、非常用の昇降機を設けていないことにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて増築する場合において、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えるときは、非常用の昇降機を設けなければならない。
3. 敷地が第二種中高層住居専用地域内に700 m²、近隣商業地域内に600 m²と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
4. 文化財保護法の規定によって重要文化財として指定された建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、適用されない。

[No. 19] 病院に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 敷地が第一種中高層住居専用地域内に300 m²、第二種低層住居専用地域内に700 m² と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、特定行政庁の許可を受けなければ新築することができない。
2. 準防火地域内の地上2階建て、各階の床面積が300 m² のもの(各階とも患者の収容施設があるもの)は、耐火建築物としなければならない。
3. 患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合、1.6m以上としなければならない。
4. 入院患者の談話のために使用される居室には、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。